12月5日～12月19日
第4回定例会

ひがしくるめ
市議会だより

2・15 第195号
平成16年（2004年）

発行 東久留米市議会事務局
〒203－8555
東久留米市本町3－3－1
電 話 0424（70）7777

編集 議会報編集委員会

より効率的な行財政運営を

平成14年度決算を認定

平成15年第4回定例会は、12月5日から19日の15日間の会期で開催されました。今定例会では、閉会中の特別委員会で審査された平成14年度一般会計および国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・受託水道事業の5特別会計の歳入歳出決算を審議し、それぞれ認定しました。そのほか市長提出議案14件（意見書案11件含む）、請願6件、陳情24件を審議しました（結果は、4面をご覧ください）。

一般会計 賛成多数で認定

平成14年度一般会計および5特別会計歳入歳出決算は、12名の委員による決算特別委員会を設置し、仲隆広委員長（公明党）、並木克巳副委員長（自民・市民クラブ）の下で、11月10日・11日・12日の3日間にわたり慎重に審査が行われました。

審査は、会派代表による総括質疑、予算科目別の質疑（款別審査）の後、採決し、一般会計と下水道事業・受託水道事業の2特別会計は、賛成多数で、国民健康保険・老人保健・介護保険の3特別会計は、全員賛成で認定すべきものと決しました。

12月5日の本会議では、各会派の意見表明の後、採決したところ委員会での賛否と同様に認定されました。

【一般会計】

◆総括質疑

――14年度決算の、①評価と、②今後の行財政運営について伺う。

答弁 ①歳入が減収し、歳出では、義務的経費が圧迫し、厳しい決算と総括するのが至当と考える。そうした中、行政評価制度の導入、懸案の3事業の道筋等を明らかにした。所期の結果を得たと考えている。②受益と負担の関係を検証するなど、具体の行動に移していくことにより、行政サービスのスタンダードを再構築し、質を確保しつつコスト削減と歳入の確保を図っていきたい。

――一般会計から国民健康保険（以下「国保」という。）特別会計への繰り入れに対する今後の対策は。

答弁 国保財政の健全化を図るため、本年10月、国保税の税率等（医療分）の改定について国保運営協議会に諮問。答申を待ち検討していきたい。

――財政危機宣言の中で、出張所・市立幼稚園の廃止、市立保育園・学童保育所・児童館の民間委託の考えを明らかにしたが、18年度以降の後期基本計画を示す時期は。

答弁 16年度から策定し、17年9月公表を目標に作業を行っていく予定である。

◆款別審査

――選挙に関し、①開票作業の一部に20代の若年層を雇用する考え、②不在者投票の混雑解消策を伺う。

答弁 ①他の市町村で例はあるが、人員の確保に課題がある。ほとんどが職員と一部委託で対応。②本年12月に法改正があり、現行の二重封筒から直接投票箱に投函する方法に変わる。

――雨水浸透桝の、①設置補助と、②小規模な宅地開発への設置義務付けは。

答弁 ①13年度に東京都の補助が打ち切られたが市の独自施策として継続。②宅地開発指導要綱により500㎡以上の開発は、設置の指導をしている。

――中学校給食について、①教育長は、運営形態の変更に当たり議会の議論を踏まえたと発言しているが、その根拠、②弁当併用スクールランチ方式で、市の栄養士が民間の調理場にどのように立ち会うのか。

答弁 ①平成15年第2回定例会で、市直営の安全な給食の実施を求める陳情を、議会が不採択としたことは、大きな状況の変化と認識。そうした中で実施計画と同等の効果等を研究する必要があるとして、教育委員会で検討したところである。②衛生管理基準を含め、細部にわたる基準を設けた仕様書により業務委託をする。

幼児のつどい（カルタ遊び）

市議会議員に支給する期末手当の特別条例を可決

東久留米市議会議員に支給する期末手当の特例に関する条例は、議員提出議案として12月5日の本会議に提出されました。

本案は、提案者を含めた7人の議員から提出され、「本市の厳しい財政状況を踏まえ、市議会議員として7人の議員の姿勢を明確にするため」という理由により、12月に支給する期末手当を0・6カ月減額し、2・4カ月とするもので、平成15年12月31日限りでその効力を失うというものです。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

男女平等推進センター条例を可決

東久留米市男女平等推進センター条例は、12月11日の総務委員会で審査され、12月19日の本会議において全員賛成で可決されました。

本案は、東久留米市における男女共同参画社会の形成の促進を図るため、施設の設置およびその名称・位置など必要事項について定めるものです。

【委員会での主な質疑】

――現行の登録団体の使用料の減額または免除は。

答弁 特定の団体に優先的にという規定は設けていない。条例設置をする趣旨からも使用料の減額または免除をしない運用を図っていく。

――センター長の設置の考えは。

答弁 事業を推進するための体制は、16年度予算編成の中で細部を詰め、検討したい。

――条例案第2条にある5つの事業（情報および学習機会の提供・団体および個人の相互交流の場として活用すること・センターの施設の提供など）は、どこが行うのか。

答弁 今後の予算編成の中で十分検討したい。

国民健康保険税条例を一部改正

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、12月11日の総務委員会で審査され、12月19日の本会議において賛成多数で可決されました。

本案は、東久留米市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、16年度以降の国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者に係る所得割額・均等割額・世帯別平等割額および課税限度額を改めるとともに、国保税の軽減措置の拡充をするものです。

【委員会での主な質疑】

――低所得者層に対して、負担増を抑えられないか。

答弁 国保の制度設計としては、応能（所得割額・資産割額）・応益（均等割額・平等割額）割合と軽減措置がセットにされ、税収減は、保険基盤安定負担金で見込める。応能・応益割合が55対45に届かないと、低所得者に重い負担を願うことになり、同負担金の増加が見込めないことになる。

――賦課限度額を国基準とする理由は。

答弁 53万円が国基準だが、26市中、半数以上が実施している。国の基準として、応能・応益割合50対50も国基準である。今回提案の応益割合45％を越える案が軽減措置の拡充が図られる最低ラインということで提案している。

――今回の改定をしても、まだ10億円の不足。高齢社会を迎え、医療費が2億円ずつ伸びていくとなると一自治体での運営は不可能ではないか。東京都市長会等を通じて努力を願いたいが。

答弁 何らかの措置をと、努力していきたい。

市議会議員定数条例の一部を改正する条例を継続審査

東久留米市議会議員の定数条例の一部を改正する条例は、議員提出議案として12月5日の本会議に提出され、議会運営委員会に付託されました。

本案は、提案者を含めた3人の議員から提出され、「昨今の社会経済状況および民意を考慮し、あわせて厳しい財政状況を踏まえ」という理由により、議員定数を減員するというものです。改正の内容は、現在24人の議員定数を4人減員し20人とし、次の一般選挙から適用するとしています。

12月19日の議会運営委員会では、さらなる議論が必要との動議が提出され、賛成多数で継続審査となりました。なお、議案提出そのものに反対するなどの意見が述べられています。

その後、同日の本会議においても、賛成多数で継続審査となりました。

地方自治法では、本市（人口10万人以上20万人未満）の場合、上限は34人ですが、定数は、各自治体で定めるとしています。

今号の内容案内

一般質問……2面
平成15年度補正予算……4面
提出議案と結果……4面
意見書・請願・陳情……4面